

2026年3月

「当座勘定規定」の改定について

平素は奈良信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2025年10月にホームページ等においてお知らせしておりますとおり、2026年3月31日をもちまして、手形・小切手発行の受付を終了し、払戻請求書による払戻の取扱を開始いたします。これに伴い、「当座勘定規定」を下記のとおり一部改定しますのでお知らせします。

なお、改定日以前からご契約いただいているお客さまにつきましても改定後の規定が適用されますので、ご了承ください。

記

1. 改定となる規定

当座勘定規定（一般用）

2. 改定日

2026年4月1日（水）

3. 留意点

主な改定内容は次ページの「新旧対照表」および、[「手形・小切手発行の受付終了および払戻請求書による当座預金からの払戻の取扱開始について」](#)をご覧ください。

以 上



当座勘定規定（一般用）新旧対照表

（下線部分変更箇所）

新	旧
<p>1. ～7. 略</p> <p>8. (手形、小切手の支払等)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しは、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u></p> <p><u>①届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法</u></p> <p><u>②小切手を使用する方法</u></p> <p><u>(4)前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求められます。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p> <p>9. (手形、小切手用紙等)</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 削除</p> <p>(5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求められないものとします。</p> <p>(6) 前記(5)の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>10. ～12. 略</p> <p>13. (手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 略</p> <p>14. ～17. 略</p> <p>18. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>19. ～29. 略</p>	<p>1. ～7. 略</p> <p>8. (手形、小切手の支払)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手を使用してください。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>9. (手形、小切手用紙)</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求められないものとします。</p> <p>(7) 前記(6)の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>10. ～12. 略</p> <p>13. (手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 略</p> <p>14. ～17. 略</p> <p>18. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>19. ～29. 略</p>